

健康保險保險醫等の療養擔當規程に
關する厚生省告示

健康保險保險醫、保險齒科醫及び保險藥劑師の療養
擔當規程は昭和十八年三月十二日付官報を以て告示せ
られ、孰れも昭和十八年四月一日より施行せらるゝこ
となつた。

健康保險保險醫療養擔當規程

(昭和十八年三月十二日)
厚生省告示第百五號

第一章 總則

第一條 保險醫(齒科醫師タル保險醫ヲ除ク以下同ジ)
ハ健康保險法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保險ノ
被保險者及被扶養者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ擔當
スベシ

第二條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關シ日本醫師會及
道府縣醫師會ノ指導ヲ受クベシ

第二章 診療ノ範圍

彙報

第三條 保險醫ガ被保險者ノ療養ノ給付及被扶養者ノ
療養ニ關シ爲スベキ診療ノ範圍左ノ如シ

一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 病院又ハ診療所ヘノ收容

第三章 診療方針

第四條 健康保險ノ診療ハ被保險者及被扶養者ノ健康
ノ保持増進上最モ妥當適切ナルモノタルコトヲ要シ

醫師トシテ治療ヲ要スト認メラルル程度ノ傷病ニ對
シ之ヲ爲スベシ

第五條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ノ診療ニ當リテ
ハ懇切丁寧ヲ旨トシ療養上必要ナル事項ハ了解シ易
キ様説示スベシ

第六條 保險醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベ
シ

一 診察

イ 診察ハ特ニ被保險者又ハ被扶養者ノ職業的特
性ヲ顧慮シ之ヲ爲スコト

ロ 診斷上行フ各種ノ検査ハ必要アリト認メラル
ル場合ニ之ヲ爲スコト

ハ 往診ハ傷病ノ治療上必要アリト認メラル場
合ニ之ヲ爲スコト

ニ 被保險者ノ申出ナキニ拘ラズ濫ニ事業所ニ出
張シテ診療ヲ爲サザルコト

二 投藥

イ 投藥ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲シ
治療上數劑ヲ投與スルノ必要アリト認メラルル
場合ニ於テハ數劑ヲ投與スルコト

ロ 投藥量ハ豫見シ得ベキ藥劑ノ必要期間ニ從ヒ
テ之ヲ決定スルモノトシ概ネ左ニ依ルコト

(一) 内服藥ハ普通一回二日分ヲ標準トシテ投
與スルコト

(二) 外用藥ハ普通一回五日分ヲ限度トシテ投
與スルコト

(三) 歸郷療養等特殊ノ事情ニ依リ必要アリト
認メラルルトキハ旅程其ノ他ノ事情ヲ考慮シ
一回十二日分ヲ限度トシテ投與スルコト

ハ 投藥ハ必要ナル診察ヲ爲サズシテ濫ニ之ヲ反
復セザルコト

ニ 榮養、安靜、運動其ノ他衛生上ノ注意ヲ爲ス
コトニ依リ治療ノ效果ヲ收メ得ルモノト認メラ
ルル場合ハ之等ニ關スル指導ヲ爲シ濫ニ投藥ヲ
爲サザルコト

三 注射

イ 注射ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲ス
コト

ロ 臨床上明ニ微毒ト診斷シタル場合又ハ微毒症
狀ナキモ血清反應陽性ナル場合ハ驅微療法ヲ行
フコトヲ得ルコト此ノ場合砒素劑ノ注射ハ特別
ノ事由ナキ限り一週一回ヲ標準トシテ之ヲ行フ
コト

四 手術及處置

イ 手術ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト

ロ 處置又ハ繙帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト

ハ 「マツサージ」ノ如キハ特ニ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト

五 理學的療法

理學的療法ハ投藥、處置又ハ手術ニ依リテ治療ノ效果ヲ收ムルコト難ク且其ノ療法ヲ最モ適切ナリト認メラルル場合又ハ本療法ヲ併用スル必要アル場合ニ之ヲ爲スコト

六 特殊療法、特殊藥等

特殊療法、特殊藥等、特殊藥等ハ醫學上一般ニ其ノ價值ヲ認メラレタルモノヲ使用スルコト

第四章 診療取扱手續

第七條 保險醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保險醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者

證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スベシ

保險醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險者又ハ被扶養者ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ被保險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ノ提出ヲ爲スコト能ハザルモノニ付テハ其ノ

提出ナキト雖モ診療ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ

ハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出セシムベシ

第九條 保險醫ハ被保險者ニ付結核性疾病ニ關シ六月

ヲ超エテ診療ヲ爲サントスルトキハ當該給付開始前三月以上引續キ被保險者タリシコトヲ被保險者證ニ依リ確メタル後之ヲ爲スベシ

第十條 保險醫ガ診療ヲ爲シタルトキハ保險醫又ハ之

ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ノ支拂ヲ受クベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 保險醫ハ被保險者又ハ被扶養者ニ對スル左

ノ保險給付ヲ爲スコトヲ必要ト認ムル場合ニ於テハ速ニ被保險者ヲシテ其ノ手續ヲ執ラシムルニ必要ナル助力ヲ爲スベシ

一 病院又ハ診療所ヘノ收容

二 看護

三 移送

第十二條 保險醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ

他保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ交付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スベシ

第十三條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療

録ヲ其ノ他ノ診療録ト區別シ様式第一號ニ依リ調製

シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十四條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スベシ

第十五條 保險醫ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ意

見ヲ附シ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知スベシ

一 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬭爭、泥醉又ハ著シキ不行跡ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第五章 診療報酬ノ請求

第十六條 保險醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ様式第三號

ニ依ル診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道府縣醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道府縣醫師會ニ送付スベシ

健康保險 被保險者 診療錄
被扶養者

No.

様式第一號(表面)

彙報

被保險者證	記號		受診者	氏名		保險者	縣所合				
	第 號			住所			府出張組				
	被保險者ノ氏名	大正 年 月 日		職業	被保險者ノ續柄		事業所ノ名稱		廳保健		
				男女	明治大昭和		年 月 日生	事業所ノ所在地			
資格取得	大正 年 月 日										
傷 病 名			業務	發病	初診	開始	終了	轉歸	診療日數	期間滿了豫定	
			上外	月 年日	月 年日	月 年日	月 年日		日	年 月 日	
			上外	月 年日	月 年日	月 年日	月 年日		日	年 月 日	
			上外	月 年日	月 年日	月 年日	月 年日		日	年 月 日	
既往症、主要症狀、經過等						處方、手術、處置等					

投薬、注射、處置其ノ他診療ノ事實														
種 別													合 計	
	月 日	點數	負擔 金額	點數	負擔 金額	點數	負擔 金額	點數	負擔 金額	點數	負擔 金額	點數	負擔 金額	
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
/														
計														

傷 病 名	勞務不能ニ關スル意見					入 院 期 間			診 療 日 數			備 考	
	意見書ニ記載セ ル勞務不能期間	意見書	交付	月	年	自	月	日	日	月分	月分		月分
	自	月	日	日	日	自	月	日	日	日	日		日
自	月	日	日	日	月	年	自	月	日	日	日	日	
自	月	日	日	日	月	年	自	月	日	日	日	日	
自	月	日	日	日	月	年	自	月	日	日	日	日	

No. 昭和 年 月 分健康保險診療報酬請求書

- 備考
- 「初診」欄ニハ本診療録記載ノ保険醫ニ於テ初メテ診察ヲ爲シタル年月日ヲ記載スベシ
 - 「開始」欄ニハ健康保險ノ診療ヲ爲シタル最初ノ年月日ヲ記載スベシ
 - 「轉歸」欄ニハ治療ノ期間滿了、轉醫、死亡等ノ別ヲ記載スベシ
 - 「診療日數」欄ニハ現實ニ診療ヲ爲シタル日數ヲ記載スベシ例ヘバ内服藥ニ付二日分宛隔日ニ繼續投與シタルモノハ通算日數、間隔アルモノハ其ノ日數ヲ控除シタル日數、外用藥ニ付使用期間ヲ定メタルモノハ其ノ日數又外科的處置及注射ニシテ診療方法ニ於テ間隔期間ヲ置クモノハ其ノ間隔期間ヲ包含シタル日數、投藥、處置、注射ヲ併用シタル場合ハ何レカ最も多キ日數ヲ記載スベシ
 - 「處方、手術、處置等」欄ニハ投藥ハ其ノ處方内容、注射ハ藥名、用量、濃度(單位、號數)等ヲ記載シ、手術、處置ヲ爲シタルトキハ其ノ施術ノ月日、種類、程度等ヲ記載スベシ尙處方箋及療養證明書又ハ家族療養證明書ヲ交付シタルトキハ發行ノ月日ヲ記載スベシ
 - 「投藥、注射、處置其ノ他診療ノ事實」欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ
 - 往診、藥劑、注射、處置、手術、入院等各種別毎ニ其ノ事實ヲ記載スベシ
 - 「點數」欄ニハ診療報酬點數表ニ依リ當該點數ヲ記載スルノ外藥劑、注射、處置ニ在リテハ其ノ劑數又ハ回數ヲ記載スベシ尙藥劑ニ付テハ散藥ハ「散」、水藥ハ「水」、頓服藥ハ「頓」、含嗽藥ハ「含」、洗滌藥ハ「洗」、用法藥ハ「法」、浴藥ハ「浴」、塗布藥ハ「塗」、撒布藥ハ「撒」、膏藥ハ「膏」、坐藥ハ「坐」、眼藥ハ「眼」、點耳藥ハ「耳」等、注射ニ付テハ皮下注射ハ「皮」、筋肉注射ハ「筋」、靜脈注射ハ「靜」等ヲ夫々略字ヲ用ヒテ其ノ種別ヲ記載スベシ
 - 「負擔金額」欄ニハ被保險者ノ場合ハ一部負擔金額ヲ、被扶養者ノ場合ハ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ヲ記載スベシ但シ被保險者ノ場合ニシテ業務上ノ傷病若ハ診察料、検査料等一部負擔金額ノ支拂ヲ要セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

被保險者		被記號		姓名		住所		生年	
保險者	證號	第	號	氏名	男女	明治	昭和	年	月生
業務名	傷病名	業務	發病	初診	開始	終了	當歸	診療	轉歸
上外	上外	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
上外	上外	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
入院	年月日	退院	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
北 海 道 廳 長 官 監 驗 署		北 海 道 廳 總 監 驗 署		警 視 總 監 驗 署		府 縣 知 事		何 健康保險組合理事長	
請求者住所氏名									
種別	種類	請求點數	審査決定點數	一部負擔金額	道府縣	醫師會	所屬會	金額	受領又
初診	往診	藥劑	注射	處置	手術	計	計	計	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入院日數	手術施行日	手術超過	計	計	計	計	計	計	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計									
備 考									

備考

- 一 「初診」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考一ニ準ズベシ但シ前月ヨリ繼續シテ診療ヲ爲シタル場合ハ「繼續」ト記載スベシ
- 二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考一ニ準ズベシ
- 三 「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日ヲ、診療ガ翌月ニ瓦ルトキハ「繰越」ト記載スベシ
- 四 「当月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考四ニ準ズベシ
- 五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考三ニ準ズベシ
- 六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ルノ外左ニ依ルベシ
 - イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、回數等ヲ記載スベシ
 - ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、日數、回數等ヲ、尚「水藥」ハ「水」、「散藥」ハ「散」、「點眼藥」ハ「點」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ハ 「注射」欄ニ在リテハ藥名、濃度(單位、號數)、用量、回數ヲ記載スベシ
 - ニ 「注射」欄ニ在リテハ混合シテ使用シタル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點(皮下、筋肉)ニ點、靜脈内注射ノ注射ニ限リ濃度、用量ノ記載ヲ省略スルコトヲ得尚「皮下注射」ハ「皮」、「筋肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ニ 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處置名、手術名、回數等ヲ記載スベシ
 - ホ 「六點超過」ニ在リテハ之ガ明細書ヲ添付スベシ
- 七 結核性疾病ニ關シ延長診療ヲ爲シタル場合ハ「傷病名」欄ニ略號ヲ記載スベシ
- 八 請求者ガ保險醫ナル場合ハ「保險醫ノ氏名」欄ノ記載ハ省略スルコトヲ得

様式第三號

No. _____ 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 分健康保險家族診療報酬請求書														
被保險者證ノ號				所轄廳府縣(出張所)又ハ健康保險組合ノ名稱				被保險者ノ資格			昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
被保險者ノ氏名				事業所ノ所在地				被保險者トノ續柄			男女			
事業所ノ名稱				職業				被保險者トノ續柄			男女			
療養ヲ受ケル被扶養者ノ氏名				職業				被保險者トノ續柄			男女			
生年月日				年 _____ 月 _____ 日				被保險者トノ續柄			男女			
保險醫ノ氏名				報酬受領又ハ金銀便所指定ハ郵便局				所屬會			道府縣醫師會			
傷病名				發病				初診			開始			
				年 _____ 月 _____ 日				年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			
				年 _____ 月 _____ 日				年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			
				年 _____ 月 _____ 日				年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			
種別				療養ニ要スル費用				審査決定點數			備考			
				種 _____ 類 _____ 點 _____ 數 _____										
初診														
往診				里 _____ 回 _____ 家 _____ 屋 _____										
藥劑														
注射														
處置														
手術														
入院日數				日 _____										
六點超過														
計								被扶養者額			_____			
北海道廳長官醫事殿 北警視縣知事 何府縣知事 何健康保險組合專長				請求者 住所氏名										

備考

- 一 「初診」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考一ニ準ズベシ但シ前月ヨリ繼續シテ診療ヲ爲シタル場合ハ「繼續」ト記載スベシ
- 二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考二ニ準ズベシ
- 三 「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日ヲ、診療ガ翌月ニ互ルトキハ「繰越」ト記載スベシ
- 四 「常月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考四ニ準ズベシ
- 五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考三ニ準ズベシ
- 六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ルノ外左ニ依ルベシ
 - イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、回數等ヲ記載スベシ
 - ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、日數、回數等ヲ、尚「水藥」ハ「水」、「散藥」ハ「散」、「點眼藥」ハ「點」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ハ 「注射」欄ニ在リテハ藥名、濃度(單位、號數)、用量、回數ヲ記載スベシ注射藥二種類以上混合シテ使用シタル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點(皮下、筋肉三點、靜脈内四點)ノ注射ニ限り濃度、用量ノ記載ヲ省略スルコトヲ得、尚「皮下注射」ハ「皮」、「筋肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ニ 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處置名、手術名、回數等ヲ記載スベシ
 - ホ 「六點超過」ニ在リテハ之ガ明細書ヲ添附スベシ

七 結核性疾病ニ關シ延長診療ヲ爲シタル場合ハ「傷病名」欄ニ(ニ)ノ略號ヲ記載スベシ

- 八 請求者ガ保險醫ナル場合ハ「保險醫ノ氏名」欄ノ記載ハ省略スルコトヲ得
- 九 本様式ハ第二回以降ノ請求ノ場合ニ使用スルモノトシ第一回ノ請求ニ在リテハ事業主ノ發行スル家族診療券又ハ保險醫ノ發行スル家族療養證明書ニ「保險醫ノ氏名」欄以下ノ印刷アルヲ以テ之ニ該當事項ヲ記載ノ上提出スベシ

健康保險保險齒科醫療養擔當規程

(昭和十八年三月十二日 厚生省告示第百六號)

第一章 總則

- 第一條 保險醫(醫師タル保險醫ヲ除ク以下同ジ)ハ健康保險法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保險ノ被保險者及被扶養者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ擔當スベシ
 - 第二條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關シ日本齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ノ指導ヲ受クベシ
- 第二章 診療ノ範圍
- 第三條 保險醫ガ被保險者ノ療養ノ給付及被扶養者ノ療養ニ關シ爲スベキ診療ノ範圍左ノ如シ
 - 一 診察
 - 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
 - 三 處置、手術其ノ他ノ治療(補綴ヲ含ム)
- 第三章 診療方針
- 第四條 健康保險ノ診療ハ被保險者及被扶養者ノ健康ノ保持増進上最モ妥當適切ナルモノタルコトヲ要ス
 - 第五條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ノ診療ニ當リテハ懇切丁寧ヲ旨トシ療養上必要ナル事項ハ了解シ易キ様說示スベシ

第六條 保險醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベシ

- 一 投藥
 - 投藥ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト
- 二 注射
 - 拔齒ノ際以外ノ注射ハ特ニ必要アリト認メラルル場合ニ限リ之ヲ爲スコト
- 三 手術及處置
 - イ 手術ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト
 - ロ 處置又ハ繃帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト
- 四 充填及鑲嵌
 - 充填ハ齒冠回復又ハ保存ノ見込ナキ齒牙ニ對シテハ之ヲ爲サザルコトトシ鑲嵌ハ複雑窩洞ニ限リ之ヲ行ヒ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ指定シタル銀合金ヲ使用スルコト
- 五 補綴
 - 補綴ハ「ゴム」床義齒、合成樹脂床義齒、陶齒冠繼續及白齒金屬冠トシ左ニ依ルコト
 - イ 補綴ハ齒牙ノ喪失又ハ齒冠ノ崩壞(充填ニ依リ齒冠ノ回復ノ見込ナキ程度)ガ業務上ノ事由ニ因ル場合及左ニ該當スル場合ニ於テ之ヲ行フコト
 - (一) 三齒以上ノ場合
 - 連續三齒以上、大白齒三齒以上
 - (二) 四齒以上ノ場合
 - 大白齒及小白齒各二齒以上

(三) 五齒以上の場合

何レノ部分ヲ間ハズシテ合シテ五齒以上

口 智齒ノ補綴ハ之ヲ行ハザルコト

ハ 白齒金屬冠、陶齒冠繼續ハ治療ノ結果充填ニ

依リ齒冠回復ノ見込ナキモノニ限ルコト

ニ 鈎ハ一床二鈎ヲ原則トスルコト但シ智齒ニ鈎

ヲ要スル場合ハ成ルベク「ゴム」ヲ使用スルコト

ホ 白齒代用金屬齒ハ咬合低位ノ場合ニ限ルコト

補綴ノ材料ハ左ノ標準ニ依ルコト

(一) 「ゴム」床義齒又ハ合成樹脂床義齒ニ於ケ

ル陶齒ハ「アロイピン」附程度以上ノモノヲ使

用スルコト

(二) 陶齒冠繼續ニ於テハ全陶齒冠ヲ使用スル

コト但シ咬合ノ關係上前裝陶齒又ハ有釘陶齒

ヲ使用シ得ルコト

(三) 鈎ハ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ

經テ指定シタル代用合金ヲ使用スルコトトシ

已ムヲ得ズ金鈎ヲ使用スル場合ハ金位十八

「カラット」以上ノモノヲ使用スルコト

(四) 金冠ハ金位二十「カラット」以上厚徑三十

番以上ノモノヲ使用スルコト

(五) 代用金屬冠ハ日本齒科醫師會ガ厚生大臣

ノ承認ヲ經テ指定シタル代用合金ニシテ其ノ

厚徑三十番以上ノモノヲ使用スルコト

(六) 合成樹脂床ハ日本齒科醫師會ガ厚生大臣

ノ承認ヲ經テ指定シタル合成樹脂ヲ使用スル

コト

六 特殊療法、特殊藥等

特殊療法、特殊藥等ノ使用ハ醫學上一般ニ其ノ價

値ヲ認メラレタルモノヲ使用スルコト

七 左ノ診療ハ之ヲ爲サザルコト

イ 患齒ニ非ザル過剰齒、轉位齒ノ拔齒(著シキ

障害アルモノヲ除ク)

ロ 膿漏齒治療後ノ固定裝置

ハ 齒列矯正

第四章 診療取扱手續

第七條 保險醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療

ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル

診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保險醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者

證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明

書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受ク

ルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スベシ

保險醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險

者又ハ被扶養者ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ被保

險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養

證明書ノ提出ヲ爲スコト能ハザルモノニ付テハ其ノ

提出ナキトキト雖モ診療ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ

ハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證若ハ療養

證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出セ

シムベシ

第九條 保險醫ガ診療ヲ爲シタルトキハ保險醫又ハ之

ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔

金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第

八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當

スル金額ノ支拂ヲ受クベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ

要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 保險醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ他

保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ交

付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スベシ

第十一條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療

録ヲ其ノ他ノ診療録ト區別シ様式第一號ニ依リ調製

シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十二條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書

類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スベシ

第十三條 保險醫ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ意

見ヲ附シ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官(東京府ニ在リ

テハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知スベシ

一 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事

業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事

由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證

明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因ラ

ザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ闘争、泥醉又ハ著シキ不行跡

ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診

療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲

ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第五章 診療報酬ノ請求

第十四條 保險醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請

求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ様式第三號

ニ依リ診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道

府縣齒科醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテ

ハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道

府縣齒科醫師會ニ送付スベシ

